

## 政令第二十三号

### 災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

- 4 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるものうち」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第四項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とする。

## 附則

この政令は、公布の日から施行する。